山梨県精神障害者措置医療対策費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、山梨県精神科病院協会(以下「協会」という。)が行う精神障害者措置医療対策に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金交付の対象)

第2条 この補助金は、協会が行う別表に定める事業を交付の対象とする。

(補助対象経費及び交付額の算定方法)

第3条 この補助金の補助対象経費は、別表の第4欄に定める経費とし、別表の第3欄に定める補助基準額と第4欄に定める補助対象経費の実支出額から 寄付金その他の収入を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定め る補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(補助金交付の申請)

- 第4条 補助金の交付を受けようとするときは、精神障害者措置医療対策費補助金交付申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添え、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。
 - (1)経費の配分(第2号様式)
 - (2) 事業の内容(第3号様式)
 - (3) 収支予算書(第4号様式)

(補助金交付の条件)

第5条補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)補助金は、補助事業の目的以外には使用しないこと。
- (2)補助事業の内容を変更しようとするときは、第5号様式により知事の 承認を受けること。
- (3)補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、第5号様式により 知事の承認を受けること。
- (4)経費の配分の変更(別表の第4欄に定める補助対象経費の間において、 それぞれの補助対象経費の配分額のいずれか低い額の20%以内の変更 を除く。)をする場合には、知事の承認を受けること。

(事業実績報告及び補助金の確定)

第6条 協会は、補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日(前条(3)により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受けた日から1月を経過した日)又は当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに精神障害者措置医療対策費補助事業実績報告書(第6号様式)に次の各号に掲げる書類を添え知事に報告しなければならない。

知事は実績報告を審査し、補助額を確定する。

- (1)経費の配分(第2号様式)
- (2) 事業の内容 (第3号様式)
- (3) 収支決算書(第4号様式)

(補助金の交付)

- 第7条 補助金の交付については、精算払いとする。ただし、知事が必要と 認めるときは、概算払いとすることができる。
- 2 協会は、概算払いを受けようとするときは、概算払い請求書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(帳簿等の保管)

第8条協会は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収

入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業 完了後5年間保管しておかなければならない。

附則

この要綱は昭和50年8月11日に施行し、昭和50年7月10日から適用する。

附 則

この要綱は平成19年4月19日に施行し、平成19年4月1日から適用する。

別 表

1 区分	2 項目	3補助基準額	4 補助対象経費	5 補助率
協会が	精神科医療	知事が別に定	看護師等医療従事者確保のための事	
実施す	従事職員確	める額	業の実施に要する次の経費	1 / 2
る事業	保事業		人件費(報償費、旅費、賃金等)、需	
			用費(食糧費、消耗品費、印刷製本費	
			等)、役務費(通信運搬費、手数料等	
)及び委託料並びに使用料及び賃借料	
	総合医療研	知事が別に定	委員会(部会)等の開催に要する次の	1 / 2
	究実施事業	める額	経 費	
			人件費(報償費、旅費、賃金等)、需	
			用費(食糧費、消耗品費、印刷製本費	
			等)、役務費(通信運搬費、手数料等	
)及び委託料並びに使用料及び賃借料	
指定病	精神科医療	知事が別に定	医師、看護師、精神科ソーシャルワー	1 / 2
院の実	従事職員確	める額	カー(PSW)、作業療法士(OTR	
施する	保事業) 、臨床心理士 (C P) 、作業療法士	
事業に			アシスタント(OTA)等養成、確保	
対し協			事業の実施に要する次の経費	
会が補			人件費(報償費、旅費、賃金等)、需	
助する			用費(食糧費、消耗品費、印刷製本費	
事業			等)、役務費(通信運搬費、手数料等	
)及び委託料並びに使用料及び賃借料	

番 号 年 月 日

山梨県知事

殿

山梨県精神科病院協会 会長 印

年度精神障害者措置医療対策費補助金交付申請書

このことについて、標記補助金を交付されたく、山梨県補助金等交付規則 第4条及び山梨県精神障害者措置医療対策費補助金交付要綱第4条の規定に より関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額

円

- 2 添 付 書 類
 - (1) 経費の配分(第2号様式)
 - (2) 事業の内容 (第3号様式)
 - (3) 収支予算書(第4号様式)

(第2号様式)

経費の配分

		1				
	補助対象	寄付金そ	差引額	補助基	選定額	補助所要
分	経 費	の他の収		準額	(C、Dのいず	額
		入額			れか少ない額)	
	А	В	A - B = C	D	Е	E×補助率
医療従事						
職員確保						
事業						
総合医療						
研究実施						
事業						
医療従事						
職員確保						
事業						
計						
	医職事総研事医職事 療員業合究業療員業 な確 医実 従確 事保 事保	(本) (本) <td< td=""><td>補助対象 名 名 名 名高付金の の他の 入額 名医療 職業 名<</td><td>#</td><td>(補助対象</td><td> 補助対象 寄付金そ 差引額 補助基 選定額 (C、Dのいず れか少ない額) A B A - B = C D E E 接 接 接 E 接 E 接 E E</td></td<>	補助対象 名 名 名 名高付金の の他の 入額 名医療 職業 名<	#	(補助対象	補助対象 寄付金そ 差引額 補助基 選定額 (C、Dのいず れか少ない額) A B A - B = C D E E 接 接 接 E 接 E 接 E E

(第2号様式の2)

経費内訳書

区	分	支出科目	補助対象経費	備	考
協会実施	医療従事	人件費			
事業	職員確保	需用費			
	事 業	役務費			
		委託料			
		使用料及			
		び賃借料			
		小計			
	総合医療	人件費			
	研究実施	需用費			
	事 業	役務費			
		委託料			
		使用料及			
		び賃借料			
		小計			
指定病院の	医療従事	人件費			
実施した事	職員確保	需用費			
業に協会が	事 業	役務費			
補助する事		委託料			
業		使用料及			
		び賃借料			
		小計			
合	計				

(第3号様式)

事業の内容 (実績)

区分	項目	内容
協会が実施する事業	精神科医療従事職員確保事業	
	総合医療研究実施事業	
指定病院の実施する事業に対し協会が補助する事業	精神科医療従事職員確保事業	

(第4号様式)

収支予算 (決算) 書

1. 収入の部

区分	本年度予算額	前年度決算額
	(本年度決算額)	(本年度予算額)
県 費 補 助 金		
協会費		
(含病院事業費)		
章 		

2. 支出の部

区	分	本年度予算額	前年度決算額
		(本年度決算額)	(本年度予算額)
協会が実施する事	手 業		
指定病院の実施す協会が補助する事			
	計		

(第5号様式)

番 号 年 月 日

山梨県知事

山梨県精神科病院協会 会長 印

年度精神障害者措置医療対策費(計画変更、中止、廃止)申請書

年 月 日付け健第 号をもって交付決定のありました標記事業について次のとおり(計画変更、中止、廃止)したいので、山梨県精神障害者措置医療対策費補助金交付要綱第5条()の規定により承認されたく申請します。

1 計画の変更、中止、廃止の理由

番 号 年 月 日

山梨県知事

山梨県精神科病院協会会長印

年度精神障害者措置医療対策費補助事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県精神障害者措置医療対策費補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて報告します。

円

- 1 補助金精算額
- 2 添 付 書 類
 - (1) 経費の配分(第2号様式)

殿

- (2) 事業の内容 (第3号様式)
- (3) 収支決算書(第4号様式)

(第7号様式)

番 号 年 月 日

山梨県知事

殿

山梨県精神科病院協会

会長

年度精神障害者措置医療対策費補助補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付の決定のあったこのことについて、次のとおり補助金の概算払いを請求します。

1 概算払い請求額

円

2 内 訳

補	助金	文 交 亿	付	既	根	ŧ	算	エラー!	今	口	概	算	備	考
決	定	額(1	交	付	額	2	エラー!	請	求	額	4		

- 3 概算払いの理由
- 4 支払い方法

(1) 銀行名 銀行 支店

- (2) 預金種別 (当座·普通)
- (3) 口座名義
- (4) 口座番号 No.